

随意契約理由書

工事名：水位等観測局改修工事

本工事は、府内各所に設置している水位等観測局のテレメータ観測装置・無線機・アンテナケーブルおよび土木事務所に設置しているデータ表示板等について、水防災情報システムの更新に付随して撤去および改修を行うものである。

本件で撤去する旧システムで使用していた装置類は、令和4年12月1日より試行運用を開始した新システムにも接続されているため、撤去に際しては新システムの運用に影響が出ないよう、装置の機能・構造に精通している必要があることに加えて、新システム・ソフトウェアの詳細な設計内容にも専門的知識を有することが必要である。

以上のことから、日常的に旧システムのメンテナンスを行い、新システムの改修にも携わっている西菱電機株式会社 大阪支社 以外にその能力を有するものがないため、同社を見積りの相手方として見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積りを省略することとする。